

自動車リサイクル法 解体業許可申請書類等一覧

◎→必須のもの

○→該当する場合に必要なもの

提出書類 及び 添付書類	申請者別	
	法人	個人
【様式第五（第1面～第3面）】 解体業許可（許可の更新）申請書	◎	◎
【別紙1-1 ～ 1-2】 申請者（個人）又は申請者（法人）の役員等	◎	◎
申請者（個人）の住民票の写し（本籍地記載のもの） ※注1	—	◎
申請者（個人）の登記事項証明書 ※法務局で取得	—	◎
法定代理人（申請者が未成年の場合）の住民票の写し（本籍地記載のもの） ※注1	—	○
法定代理人（申請者が未成年の場合）の登記事項証明書 ※法務局で取得	—	○
法人登記簿謄本（履歴事項証明）	◎	—
定款（又は寄付行為） ※原本証明したもの	◎	—
役員の住民票の写し（本籍地記載のもの） ※注1	◎	—
役員の登記事項証明書 ※法務局で取得	◎	—
100分の5以上の株式保有者又は出資者の住民票の写し（本籍地記載のもの） ※注1	◎	—
100分の5以上の株式保有者又は出資者の登記事項証明書 ※法務局で取得	◎	—
政令第5条に規定する使用人の住民票の写し（本籍地記載のもの） ※注1	○	—
政令第5条に規定する使用人の登記事項証明書 ※法務局で取得	○	—
印鑑証明書	◎	◎
既に許可を受けている都道府県市の以下の許可証（写し）		
・ 自動車リサイクル法に係るもの	○	○
・ 廃棄物処理法に係るもの		
【別紙2】 申立書	◎	◎
【別紙3-1 ～ 3-2】 事業計画書及び収支見積書（様式1）	◎	◎
確定申告書の控（過去3か年） ※注2	—	◎
決算書（過去3事業年度分） ※注2	◎	—
【別紙4-1 ～ 4-2】 施設概要書	◎	◎
【別紙4-3】 解体事業場と別に保管施設を設置する場合の保管場所	○	○
位置図（所在地を赤で明示）	◎	◎
付近の見取図（敷地境界を赤で囲う）	◎	◎
公図（敷地境界を赤で囲う）	◎	◎
土地登記簿謄本（使用権原のみを有する場合は、賃貸契約書（使用承諾書）の写し）	◎	◎

★次ページへ続く

提出書類 及び 添付書類	申請者別	
	法人	個人
【施設構造の図面等】	◎	◎
敷地全体の平面図（各施設の配置を明記） ・ 建屋（解体作業場・部品保管場所・事務所・危険物置場） ・ 囲い ・ 保管場所 ・ 消火器 ・ 地下浸透槽 ・ 入口 ・ 洗車場 ・ 排水溝 ・ 放流先 ・ 床面の材質 ・ 駐車場 ・ 油水分離槽 等	◎	◎
各施設の構造図（平面・立面・断面） ・ 建屋 ・ 門扉 ・ 排水溝 ・ 地下浸透槽 ・ 囲い ・ 床面 ・ 油水分離槽 等	◎	◎
設計計算書 ・ 敷地面積（求積図等） ・ 油水分離槽の能力 ・ 地下浸透槽の能力 等	◎	◎
【標準作業書】	◎	◎

（注１） 添付書類の「住民票の写し」とは、住民票の謄本又は抄本のことで、行政庁窓口において取得した書類のことです。（当該者が外国人の場合には、登録原票記載事項証明を添付してください。）

（注２） 経理的基礎の審査において、他の関係書類を提出していただく場合があります。

★ 添付書類の各種証明書類については、申請日から3か月以内のものを提出してください。

申請手数料

（１）手数料

	新規申請	更新申請
自動車リサイクル法 解体業	78,000円	70,000円

（２）納付方法

- ・申請手数料は申請当日に銀行で納付していただきますので、現金でご用意ください。